

ミス呼吸器死亡
患者が

京大看護師に有罪

京都地裁判決 「注意義務怠る」

京大医学部付属病院（京都市左京区）で00年、人工呼吸器に消毒用エタノールを過って注入し、入院中の藤井沙織さん（当時17）を死亡させたとして、業務上過失致死の罪に問われた同病院看護師の高山詩穂被告（27）に対する判決公判が10日、京都地裁であった。古川博裁判長は「初步的な過誤で過失は重大だが、真摯に反省している」と述べ、禁固10カ月執行猶予3年（求刑禁固10カ月）を言い渡した。

判決によると、高山被告は00年2月28日、藤井さんの人工呼吸器の加湿器に蒸留水を補充する際に容器を取り違え、消毒用エタノールを注入。藤井さんは3月2日、急性エタノール中毒などで死亡した。

弁護側は起訴事実を認めたらうで、「看護師らが過酷な勤務状況にあったことが過失を誘発した。病院の薬剤管理もずさんだった」などと主張していた。しかし、古川裁判長は「基本的な注意義務を怠っており、被告の過失は病院の管理監督体制の問題の有無にかかわらないものだ」と指摘した。

この事件を巡っては、高山被告のほか、当時の病院の医師2人や看護師6人の計8人が業務上過失致死や、死因を「急性心不全」と記したとして虚偽有印公文書作成などの疑いで書類送検された。京都地裁は02年10月、高山被告だけを起訴し、8人は起訴猶予や嫌疑不十分の不起訴処分とした。

京大病院人工呼吸器エタノール事件
京都地裁看護師に有罪判決
2003年11月10日 朝日新聞（大阪）夕刊